

受付番号： 2021-1-057

課題名：肺高血圧症患者および正常者に由来する培養肺動脈平滑筋細胞の細胞増殖における遺伝子導入の抑制作用の検討

1．研究の対象

東北大学の「摘出肺組織を用いた新しい治療法開発」の対象者で、2015年9月～2025年12月に東北大学病院で肺移植手術を受けられた方

2．研究期間

2021年4月（倫理審査委員会承認後）～2026年3月31日

3．研究目的

本研究の目的は、培養ヒト肺動脈平滑筋細胞の細胞増殖に対して遺伝子導入が抑制作用を示すかどうかを検討することである。

4．研究方法

東北大学病院で作製された肺高血圧症患者に由来する培養ヒト肺動脈平滑筋細胞および市販の培養ヒト肺動脈平滑筋細胞の細胞増殖に対する遺伝子導入の抑制作用を検討する。市販の細胞増殖測定キットを用いて細胞増殖の程度を評価する。

5．研究に用いる試料・情報の種類

東北大学病院において肺移植手術時に摘出された肺高血圧症患者の肺組織から作製された培養肺動脈平滑筋細胞を琉球大学薬理学教室での実験に使用する。利用する情報は東北大学から提供された対象者の年齢・性別・疾患名・投薬状況に関するデータである。

6．外部への試料・情報の提供

東北大学から琉球大学へのデータの提供は、特定の関係者以外がアクセスできない状態で行う。その際は、どれが誰のものか分からないように匿名化して行われる。試料も匿名化のうえ提供される。

7．研究組織

研究責任者：琉球大学大学院医学研究科薬理学講座 教授 筒井正人

研究分担者：琉球大学大学院医学研究科薬理学講座 准教授 山下弘高

研究分担者：琉球大学大学院医学研究科薬理学講座 助教 伊波幸紀

研究分担者：琉球大学大学院医学研究科薬理学講座 大学院生 胡 劍橋

【共同研究機関】

東北大学病院 循環器内科 准教授 佐藤公雄

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

研究責任者：

東北大学病院 循環器内科 准教授 佐藤公雄

研究代表者：

琉球大学大学院医学研究科薬理学講座 教授 筒井正人

〒903-0215 沖縄県中頭郡西原町字上原207 番地

TEL: 098-895-1133 E-mail: tsutsui@med.u-ryukyu.ac.jp

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学病院 循環器内科 准教授 佐藤公雄

〒980-8575 宮城県仙台市青葉区星陵町2-1

TEL: 022-717-7153 E-mail: satoh-k@cardio.med.tohoku.ac.jp

個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

法令に違反することとなる場合